



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2020年8月21日（金）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 近藤、寺澤
内線 5031・5036
ダイヤルイン 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2020年8月号（No. 386）＞

海外から送られてくる「謎の種子」に御注意 ～心当たりがなければ開封せず受取拒否を～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「注文していないのに、海外から植物の種子を送られてきた。」という相談が寄せられています。

特徴

- 海外からの封書となっており、差出人や業者名の記載はないが、宛名欄には、受取人の名前や住所、電話番号が正しく記載されています。
- 封書の中には、植物の種子らしきものが入っているが、多くの場合、請求書は同封されていません。

アドバイス

- 心当たりがない封書が配達された場合は、開封せずに受取拒否を配送業者に申し出ましょう。
- 海外から届いた心当たりのない種子は、ビニール袋から出したり、プランターや庭に植えたりせず、最寄りの植物防疫所（以下のURL参照）に相談してください。
<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/200730.html>
- 植物の種子を始め、注文していない商品が送られてきて、代金の請求を受けたり、不審や疑問に思ったりした場合には、「消費者ホットライン188」（県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります）に早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。